様式第十八号②中「育児休業」を「産休育休」に、「育児免除額」を「掛金免除額」に改める。

附　則

1　この変更は、平成二十六年四月一日から実施する。

2　この変更の実施の際現に送付している変更前の様式第三号及び様式第十八号については、この変更規定による変更後の様式によるものとみなす。

3　変更後の様式第十八号については、平成二十六年四月分以降の掛金及び児童手当拠出金に係る通知について適用し、同月分前の掛金及び児童手当拠出金に係る通知については、なお従前の例による。

平成二十六年四月二十三日

東京都千代田区富士見一丁目一〇番一一号　　日本私立学校振興・共済事業団

## 日本放送協会放送受信規約の一部変更について

放送法（昭和25年法律第132号）第64条第３項の規定により、総務大臣の認可を受けて、日本放送協会放送受信規約の一部を次のように変更し、平成26年４月１日から施行することになりましたので公告いたします。

平成26年４月１日　　日本放送協会

1）第５条第１項中の表を次のとおり改める。

| 種　別 | 支払区分 | 月　額 | ６か月前払額 | 12か月前払額 |
|---|---|---|---|---|
| 地上契約 | 口座・クレジット | 1,260円 | 7,190円 | 13,990円 |
| | 継続振込等 | 1,310円 | 7,475円 | 14,545円 |
| 衛星契約 | 口座・クレジット | 2,230円 | 12,730円 | 24,770円 |
| | 継続振込等 | 2,280円 | 13,015円 | 25,320円 |
| 特別契約 | 口座・クレジット | 985円 | 5,620円 | 10,940円 |
| | 継続振込等 | 1,035円 | 5,905円 | 11,490円 |

2）第５条の２第２項中、「６か月前払額または」を削る。

3）第５条の２第３項中、「６か月前払額または」を削るほか、「12か月前払額である場合」の次に「で、第６条第３項第３号に定める継続振込により支払う場合」を加える。

4）第５条の３第１項中、「ただし、特別契約を締結している放送受信契約者が、12か月前払により放送受信料を支払う場合は、１件あたり年額2,420円を減じて支払うものとする。」を削る。

5）第６条第６項中、「前項」の次に「または第11項」を加える。

6）第６条第９項中、「クレジットカードにより」を「クレジットカード会社等に立て替えさせることによって」に改める。

7）第６条第10項の次に次の１項を加える。これに伴い、第６条第11項を第12項とし、第12項を第13項とする。

11　第５項の放送受信料口座振替利用届および前項の放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。

8）第６条第11項中、「前項」の前に「第10項または」を加える。

9）付則第１項中、「平成25年６月１日」を「平成26年４月１日」に改める。

10）付則第２項を削る。これに伴い、付則第３項を第２項に、付則第４項を第３項に、付則第５項を第４項とする。

11）付則第６項中、「付則第４項」を「付則第３項」に改め、同項を第５項とする。

12）付則第７項中、「付則第４項」を「付則第３項」に改め、同項を第６項とする。

13）付則第８項を第９項とし、付則第９項を第８項とする。

14）付則第10項中、「付則第８項」を「付則第７項」に改め、同項を第９項とする。

15）付則第11項中、「付則第９項」を「付則第８項」に改め、同項を第10項とする。

16）付則第12項を第11項とする。

17）付則第13項中、「付則第９項」を「付則第８項」に、「付則第10項」を「付則第９項」に、「付則第12項」を「付則第11項」に、「付則第８項」を「付則第７項」に改め、同項を第12項とする。

18）別表１の表を次のとおり改める。

| 種　別 | 支払区分 | 月　額 | ６か月前払額 | 12か月前払額 |
|---|---|---|---|---|
| 地上契約 | 口座・クレジット | 1,105円 | 6,300円 | 12,255円 |
| | 継続振込等 | 1,155円 | 6,585円 | 12,810円 |
| 衛星契約 | 口座・クレジット | 2,075円 | 11,840円 | 23,030円 |
| | 継続振込等 | 2,125円 | 12,125円 | 23,585円 |

## 役員就任並びに退任公告

当組合の役員が下記のとおり就任したので、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第26条第10項の規定により公告する。

平成26年４月23日

東京都千代田区内神田一丁目１番12号
農林漁業団体職員共済組合
理事長　松岡　公明

1．就任した役員

| 役員の区分 | 氏　名 | 就任年月日 |
|---|---|---|
| 理事長 | 松岡　公明 | 平成26年４月１日 |
| 理　事 | 早川　弘司 | 同上 |
| 同 | 長屋　信博 | 同上 |
| 同 | 勝瑞　保 | 同上 |
| 同 | 鈴木　直 | 同上 |
| 同 | 吉永　正信 | 同上 |
| 同 | 肱黒　直次 | 同上 |
| 同 | 大竹　和彦 | 同上 |
| 同 | 岡山　時夫 | 同上 |
| 同 | 氣戸　佐俊 | 同上 |
| 同 | 青江　伯夫 | 同上 |
| 同 | 元広菜穂子 | 同上 |
| 監　事 | 井上　武美 | 同上 |
| 同 | 新井　安廣 | 同上 |